

近隣県誘客キャンペーン実施業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

日本国内旅行においては1回の旅行費用を抑えた比較的近距離の目的地への旅ニーズが強まっている中、特に子供連れの家族などの多人数での旅行では車を利用した交通費の抑制を意図した、車で行ける目的地の選定などが増加している。

本事業では旅行客のニーズに応じて、県内のドライブツーリズムの魅力発信、車でこそ楽しめる観光を訴求する誘客キャンペーンを行い、広島県への誘客及び県内の周遊観光、宿泊観光を増やす事を目的とする。

(2) 業務内容

別紙「近隣県誘客キャンペーン実施業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 予算額

27,000 千円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和8年7月30日（木）午後3時00分（必着）

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和8年8月3日（月）午後3時00分（必着）

(3) 上記（2）に対する回答日等

令和8年8月5日（水）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。但し、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

〒730-0031 広島市中区基町紙屋町 1-1-20 いよぎん広島ビル 6 階
一般社団法人広島県観光連盟

② 提案書提出期限

令和8年8月17日（月）午後3時00分（必着）

③ 提出書類

「近隣県誘客キャンペーン実施業務企画提案書作成要領」による

(5) 審査会（プレゼンテーション）実施場所

① 実施場所

一般社団法人広島県観光連盟 会議室

（現地に来ることが難しい場合は Web 会議での実施も可能）

② 実施日時

令和 8 年 8 月 26 日（水）午後 2 時 00 分～4 時 00 分までの間で別に指定する時間

③ 参加者

事前審査を通過した提案者。

ただし、提案者が 3 者以下の場合は事前審査を実施しない。

(6) 別記様式第 1 号「公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）」について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

（ア） 別記様式第 2 号「企業・団体の概要」

（イ） 同種・類似の業務に関する実績表

② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、広島県に対して通報することがある。

④ 申請書等の提出は、持参又は郵便等又はメールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(6) 仕様書について

① 仕様書に対する質問がある場合は、上記「2（2）仕様書に対する質問書提出期限」までに、別記様式第 3 号「仕様書等に対する質問書」により提出すること。

② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(7) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

② 上記の通知を受けた者は、一般社団法人広島県観光連盟に対してその理由説明を求めることができる。

③ この説明を求める場合は、令和 8 年 8 月 31 日(月)までに、その旨を記載した書類を提出すること。

④ 上記に対する回答は、令和 8 年 9 月 1 日(火)までに、書面により行う。

(8) 支払条件

事業完了後の一括払いを基本とし、必要がある場合に限り概算払いを行う。

(9) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(10) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(11) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、広島県に対して通報することがある。

(12) 提出された提案書について

① 提出された提案書は、返却しない。

- ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に、提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

一般社団法人広島県観光連盟公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規程

一般社団法人広島県観光連盟財務規程に基づき執行する。

4 添付書類

- ☐ 公告の写し
- ☐ 別記様式第1～3号
- ☐ 契約書（案）
- ☐ 仕様書
- ☐ 企画提案書作成要領
- ☐ 評価基準

【問い合わせ先】

一般社団法人広島県観光連盟

担当：原井

電話：082-241-8911

メールアドレス：info@kanko-hiroshima.or.jp